

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月22日

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社

代表者名 取締役社長 川井 敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社では対象となる柚木駅、古庄駅、県総合運動場駅、桜橋駅についてスロープ等の設置が用地確保等困難であるため移動等円滑化の対応が出来ていないが、2019年度より対象駅へのスロープ等を設置するために設計を始めている。内、古庄駅が2022年度より工事に着手する。その他の駅についても設計が完了次第整備を推進する。
- ・現在静岡清水線で使用している13編成の車両の内、旧車(1000形)7編成は40年以上前に設計された車両であり移動円滑化が十分になされていないことから、新型車両A3000形の導入を推進し、2023年度までに12編成の車両を置き換える。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
柚木駅	・上下線ホームを結ぶ地下道の改善、スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計2022年度、詳細設計2023年度以降)
古庄駅	・スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修の設計。 設計をもとに施設改修を推進する。 (2021年度詳細設計、2022年改修工事着工)

県総合運動場駅	・上下線ホームを結ぶ地下通路の改善、スロープ等の設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計、詳細設計 2023 年度以降)
桜橋駅	・上下線ホームを結ぶ構内通路の改善、スロープの設置等施設改修への設計、施設改修の推進をする。 (基本設計、詳細設計 2025 年度以降)
1000 形車両	・新型車両 A3000 形へ更新、置き換えを推進する。 (2022 年度 1 編成、2023 年度 1 編成)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
近隣施設への誘導	構造上の理由により駅構内に障害者対応トイレを設置することが困難である御門台駅について、駅係員が近接する商業施設の障害者対応型トイレまで誘導しており、今後も継続していく。
無人駅の旅客誘導	全駅において係員と通話できるインターホンを設置しており、継続して遠隔で旅客の誘導を行っていく。
乗降支援	視覚障害者や車いす利用者等に対し、声かけ、見守り等の乗降の支援を継続実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅施設の情報提供	ウェブサイト(らくらくおでかけネット)において、駅施設情報の提供をおこなっており、継続して情報提供を行っていく。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	
声かけサポーター	

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
柚木駅	施設改修の詳細設計を 2022 年度 に実施	2021 年度の予定を 2022 年 度に繰り越し

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和3年度）

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社  
代表者名 取締役社長 川井 敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
古庄駅	スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修の設計を行い、施設改修を推進する。 (2021年度詳細設計、以降改修工事)	詳細設計完了
柚木駅	上下線ホームを結ぶ地下道の改善、スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計、詳細設計2022年度以降)	次年度基本設計作成
県総合運動場駅	上下線ホームを結ぶ地下通路の改善、スロープ等の設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計、詳細設計2023年度以降)	進捗なし
桜橋駅	上下線ホームを結ぶ構内通路の改善、スロープの設置等施設改修への設計、施設改修の推進をする。 (基本設計、詳細設計2024年度以降)	進捗なし

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
近隣施設への誘導	構造上の理由により駅構内に障害者対応トイレを設置することが困難である御門台駅について、駅係員が近接する商業施設の障害者対応型トイレまで誘導しており、今後も継続していく。	計画通り実施
無人駅の旅客誘導	全駅において係員と通話できるインターホンを設置しており、継続して遠隔で旅客の誘導を行っていく。	計画通り実施
乗降支援	視覚障害者や車いす利用者等に対し、声かけ、見守り等の乗降の支援を継続実施する。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅施設の情報提供	ウェブサイト（らくらくおでかけネット）において、駅施設情報の提供をおこなっており、継続して情報提供を行っていく。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	全ての駅係員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接客研修プログラムに準拠した研修を行う。（2020年度）	進捗なし
声かけサポーター	行政が主催する、声かけサポーター養成講座へ継続して参加して、講義・実技により声かけの教育を行っていく。	自社による声掛け教育を実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

--

(4) その他

--

住 業 者 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号  
 事 業 者 名 静岡鉄道株式会社  
 代 表 者 名 取締役社長 川井 敏行

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	無人駅の有無	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の降機設置数	傾斜路の設置数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	備品の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
静岡鉄道	新静岡 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	11,001 人		○	○	2	2	基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
静岡鉄道	日吉町 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	1,361 人	○			2		基	基	基	2 箇所	○		×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道	音羽町 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	1,240 人	○			1		基	基	基	1 箇所	○		×	○	○	○	○	1	
静岡鉄道	春日町 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	1,327 人	○			1		基	基	基	箇所	○		×	○	○	○	○	1	○
静岡鉄道	袖木 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	1,664 人	○			2		基	基	基	1 箇所	○		×	○	○	○	○	2	○
静岡鉄道	長沼 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	1,790 人	○			2		基	基	基	箇所	○		×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道	古庄 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 葵区	2,117 人	○			2		基	基	基	箇所	○		×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道	県総合運動場 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 駿河区	2,453 人	○			2		基	基	基	箇所	○		×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道	県立美術館前 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	1,329 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道	草薙 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	4,434 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	
静岡鉄道	御門台 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	1,795 人	○			1		基	基	基	1 箇所	○		—	○	○	○	○	1	
静岡鉄道	狐ヶ崎 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	3,063 人	○		○	1	1	2 (2) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	○	1	
静岡鉄道	桜橋 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	2,910 人	○			2	1	基	基	基	1 箇所	○		×	○	○	○	○	2	
静岡鉄道	入江岡 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	597 人	○			1		基	基	基		○		—	○	○	○	○		○
静岡鉄道	新清水 駅	静岡清水 線	静岡県 静岡市 清水区	3,450 人			○	2	2	基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	○	2	○
	(合計) 15 駅				13 駅	1 駅	5 駅	25	10	1 1 駅 2 2 (2) 基	0 0 駅 0 0 基	0 駅 0 基	9 4 駅 12 (6) 箇所	15 駅	4 駅	4 駅	15 駅	15 駅	14 駅	5 駅		

利用文字判定	
○	0
×	0
—	0
▲	0

前年度進捗状況 (現在の基準に対する適合状況)								前年度基準適合していたにも拘らず、本年度不適合となっている場合、その詳細及び理由(第14号様式と比較すること)	進捗状況公表用 (従来の基準に対する適合状況)						前年度進捗状況公表用 (従来の基準に対する適合状況)						前年度基準適合していたにも拘らず、本年度不適合となっている場合、その詳細及び理由			
段差への対応	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	内備設の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応改札の設置の有無	障害者対応券機設置の有無	転倒防止のための備設の有無		段差への対応	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	内備設の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応改札の設置の有無	障害者対応券機設置の有無	転倒防止のための備設の有無	段差への対応	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	内備設の有無		障害者対応の設置の有無	障害者対応改札の設置の有無	障害者対応券機設置の有無
○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		×	○	○					○		×	○								×	○		
	○		×	○	○					○		×	○								×	○		
	○		×	○	○					○		×	○								×	○		
	○		×	○	○		○			○		×	○								×	○		
	○		×	○	○					○		×	○								×	○		
	○		×	○	○					○		×	○								×	○		
○	○		×	○	○					○		×	○								×	○		
○	○	○	○	○	○					○		○	○	○	○						○	○	○	○
	○		—	○	○					○		—	○								—	○		
○	○	○	○	○	○					○		○	○	○	○						○	○	○	○
	○		×	○	○					○		×	○								×	○		
	○		—	○	○					○		—	○								—	○		
○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
5	15	4	15	15	15	15	3		5	15	4	15	15	15					5	1	4	15	15	

市町村が作成する移動等円滑化基本構想における生活関連施設に位置付けられた駅	一日当たりの利用者数の算出方法	段差解消補足							誘導用ブロック補足		案内設備補足		障害者対応型便所補足				転落防止のための設備補足												
		段差への対応状況 (平成30年10月から施行された移動等円滑化基準に適合したもの)	移動円滑化実績等報告の対象範囲	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の補足		案内設備	便所が設置されている駅	うち、移動等円滑化基準には適合していないが、高齢者、身体障害者等の利用に配慮した便所の設置の有無	ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等の設置の有無(移動等円滑化基準第20条第6、7号に適合しないもの)	ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等の設置の有無(移動等円滑化基準第20条第6、7号に適合しないもの)	線路側以外の端部における旅客の転落を防止するための柵の設置されている駅(移動等円滑化基準第20条第8号に適合するもの)	うち、主たる通行の経路との長さの適合状況(移動等円滑化基準第4条第11、12項に該当するもの)	うち、乗継ぎ経路(自社内)への適合状況(移動等円滑化基準第4条第11、12項に該当するもの)	うち、乗継ぎ経路(他事業者間)への適合状況(移動等円滑化ガイドライン)	うち、移動等円滑化基準第4条第8項によるエレベーターの複数化、大型化への対応状況	移動等円滑化基準第18条の2への対応状況	対象範囲の種類	改札の段差解消状況	視覚障害者誘導用ブロックの設置状況	点状ブロック及び配列の規格準拠状況	案内設備の有無	運行情報提供設備の有無(第10条に適合するもの)	案内板等の設置の有無(第12条第2項に適合するもの)	オストメイト対応の水洗器具以外は移動等円滑化基準に適合している便所が設置されている駅	移動等円滑化基準には適合していないが、高齢者、身体障害者等の利用に配慮した便所が設置されている駅	車いす対応型ではないが、高齢者、身体障害者等の利用に配慮した便所が設置されている駅	ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックが設置されている駅	ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックが設置されている駅	線路側以外の端部における旅客の転落を防止するための柵の設置されている駅(移動等円滑化基準第20条第8号に適合するもの)
○	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	◎	○	○	◎	◎	-	-			◎	○	○	○	○												△	○	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	◎		○	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												×	□	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	◎		○	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												×	□	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	×		×	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												△	□	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	×		×	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												△	□	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	×		×	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												×	□	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	◎	○	○	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												×	□	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	◎	○	○	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												×	□	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	×		×	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												×	□	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	×		×	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												△	□	○
	令和3年度年間利用実績から一日あたりの平均利用者数を算出	◎	○	○	-	-	-	-			◎	○	○	○	○												△	○	○
1	0	15		15		15		15		0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ホームと車両の段差・隙間	[コンクリート軌道かつ直線ホーム]				[コンクリート軌道かつ直線ホーム]以外																								
	目安値以内の箇所がある番線(のりば)数(合計)	目安値以内の箇所がない番線(のりば)数(合計)	目安値以内の箇所がある番線(のりば)数(合計)	目安値以内の箇所がない番線(のりば)数(合計)	目安値以内の箇所がある番線(のりば)数(合計)	目安値以内の箇所がない番線(のりば)数(合計)	目安値以内の箇所がある番線(のりば)数(合計)	目安値以内の箇所がない番線(のりば)数(合計)																					
3									3																				
2									2																				
2									2																				
2									2																				
2									2																				
2									2																				
2									2																				
2									2																				
2									2																				
2									2																				
2									2																				
3									3																				
0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◎	7	0	0	1	1	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○	0	5	7	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15	2	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	15
△	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
▲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ① 0
- ② 0
- ③ 0
- ④ 0
- ⑤ 0



移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和3年度）

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社  
代表者名 取締役社長 川井 敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和3年度）

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社  
代表者名 取締役社長 川井 敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
1000形車両	新型車両A3000形へ更新、置き換えを推進する。 (2019年度2編成、2020年度2編成、2022年度1編成、 2023年度1編成)	計画通り2編成更新

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
近隣施設への誘導	構造上の理由により駅構内に障がい者対応トイレを設置することが困難である御門台駅について、駅係員が近接する商業施設の障がい者対応型トイレまで誘導しており、今後も継続していく。	計画通り実施
無人駅の旅客誘導	全駅において係員と通話できるインターホンを設置しており、継続して遠隔で旅客の誘導を行なっていく。	計画通り実施
乗降支援	視覚障害者や車いす利用者等に対し、声かけ、見守り等の乗降の支援を継続実施する。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅施設の情報提供	ウェブサイト（らくらくおでかけネット）において、駅施設情報の提供を行っており、継続して情報提供を実施していく。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	全ての駅係員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行なう。(2020年度)	進捗無し
声かけサポーター	行政が主催する、声かけサポーター養成講座へ継続して参加して、講義・実技により声かけの教育を行なっていく。	自社による声かけ教育を実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに記載
-------------

(4) その他

--



Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	